

新型コロナウイルス感染症を理由とする偏見や不当な差別、 風評被害の防止に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、本市において、3月30日に初めて感染者が確認されて以降、連日のように感染者が確認されるなど、感染拡大防止には厳しい局面が続いており、市民の不安が高まっている。

そうした中、インターネット上において、感染者や医療従事者及びその家族に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みがみられるほか、医療従事者の子どもが保育園への登園を拒否される事案も報道されている。

こうした人権侵害は決してあってはならない。

有症者が誹謗中傷をおそれて医療機関への受診を抑制したり、PCR検査を受けなかつたりすることは、感染者の行動歴や濃厚接触者等の情報が得られなくなることにつながり、感染拡大防止にも支障が生じることとなる。

さらに、献身的に新型コロナウイルス感染症と対峙している医療従事者やその家族への偏見や不当な差別は、医療従事者を疲弊させ、医療体制の崩壊を招きかねないものである。

よって、本市議会は、市において、市民の安心・安全の確保と不安を解消するため、県や民間とも連携し、また、報道機関の協力を仰ぎながら正確かつ迅速に詳細な情報提供を行うとともに、市民一人ひとりの意識を変えるための啓発を行い、医療従事者等への感謝の気持ちを高めることにより、新型コロナウイルス感染症を理由とする偏見や不当な差別、風評被害などの防止に向けて市民全体で取り組むことを強く求める。

以上、決議する。

令和2年5月1日

富山市議会